



石狩市

# 消費生活センター便り

No. 6

発行  
H30年2月

## 特殊詐欺・悪質商法 対策講座のご案内



特殊詐欺や悪質商法による被害が多発しています。

対策講座に参加して知識を身に付け、自分や家族など周りの方を守りましょう。

|         |                                  |      |             |
|---------|----------------------------------|------|-------------|
| ●日 時    | 3月28日(水) 10:00 ~ 12:00           |      |             |
| ●場 所    | りんくる(石狩市総合保健福祉センター) 2階 交流活動室     |      |             |
| ●講 師    | 札幌方面北警察署生活安全課職員および消費生活センター相談員    |      |             |
| ●対 象    | 防犯に関心のある市民のみなさん                  |      |             |
| ●定 員    | 30名(先着順とさせていただきます)               |      |             |
| ●費 用    | 無 料                              | ●持ち物 | 筆記用具        |
| ●主 催    | 石狩市防犯協会連合会                       | ●共 催 | 石狩市消費生活センター |
| ●申込期間   | 3月1日(木)~15日(木)                   |      |             |
| ●申込・問合せ | 石狩市役所 広聴・市民生活課 TEL: 0133-72-3191 |      |             |



## 地域包括支援センター研修会で 高齢者の消費者被害について講演しました!

2月20日(火)りんくるにて、市内の医療介護福祉関係者約80名が参加して開催された地域包括支援センター研修会に消費生活相談員が講師としてお招きいただき、『**高齢者と消費者被害～あなたの利用者が狙われている～**』と題して高齢者の消費者トラブルの特徴やクーリングオフ、実際のトラブル事例を元に「見守り」と「気づき」のポイントについてお話させていただきました。身近な高齢者の消費者被害に気づいたときは「声かけ」→「事実確認」→消費生活センターまたは包括支援センターに「つなぐ」連携プレーで、被害の未然防止と拡大防止につなげたいと考えています。



? 「こまったな…」と思ったら、相談してください!

石狩市消費生活センター(平日 午前10時~午後4時)

石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所1階 ☎0133-75-2282

※土日・祝日の電話相談は、消費者ホットライン 188 (いやや! 泣き寝入り)へ

# 住宅リフォームについての 研修会をおこないました！



## 『住宅リフォームについて学 んで、賢い消費者になろう！』

をテーマにした消費生活研修会を、  
2月23日(金)13:30～15:30 花川  
北コミュニティセンター 2階会議  
室にておこないました。

最初に、消費生活センターから石狩  
市における消費生活相談の現状に  
ついてご説明し、今年度とても相談  
が多く被害も発生した架空請求や  
特殊詐欺の事例を紹介して注意点  
と心構えについてお伝えしました。



テーマ

「屋根・外壁・断熱のリフォーム」

講師

奈良 顕子さん

(有)奈良建築環境設計室 室長

(一財)北海道建築指導センター住宅相談員

訪問販売などのリフォームトラブルも多いことから、  
市民のみなさんに住宅リフォームに関する知識を習  
得してもらい、トラブルを回避できる「賢い消費者」  
になっていただきたと考えて、一級建築士を講師と  
してお招きし、屋根や外壁などの定期的な点検とメン  
テナンス方法、契約する際の注意点について講演して  
いただきました。

参加者の方々はメモをとりな  
がら真剣に聴講されていまし  
た。アンケートでは「実例を  
挙げて分かりやすく説明さ  
れ、とても参考になった」「見  
積りと契約の大切さがよく分  
かった」という声が寄せられ  
ました。これからも市民のみ  
なさんの役に立つ研修会を企  
画したいと思います。



- 「見積り」は最低2社～最大3社に依頼しましょう。  
(複数見積りは常識。事業者への遠慮は不要です)
  - その場で見積り⇒その場で契約・・・ありえません！
  - 口約束はトラブルの元。  
きちんと契約書面を交わしましょう。
  - 新築工事でもできる工務店を選びましょう。
- ☆北海道建築指導センター(TEL011-222-6070)では、  
契約書の書式・見積りの比較・事業者選定のポイン  
トについてアドバイスしています。ご相談ください。

## 出前講座をご利用ください！

消費者被害を未然に防ぐために消費者としての心構えやトラブルに遭った  
場合の対処法を学びませんか？

町内会や高齢者クラブ等の集会に消費生活相談員を派遣する【出前講座】  
の申込を受け付けています。

講座は無料。少人数・短時間でも実施できますので、ぜひご利用ください。

●申込・問合せ・・・石狩市役所 広聴・市民生活課 TEL 72-3191

